

## 室蘭市広告掲載要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、室蘭市の新たな財源の確保による市民サービスの向上及び地域経済の活性化に資するため、室蘭市が保有する公有財産、物品及び印刷物等（以下「市有資産」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の決定)

**第2条** 広告の掲載を行う市有資産は、当該市有資産を所管する部長等（室蘭市公有財産規則（昭和62年規則第13号）第2条第2号に規定する部長等をいう。以下同じ。）が、企画財政部長と協議して定める。

(広告主の範囲)

**第3条** 市有資産に広告を掲載することができる者は、室蘭市内に事務所、事業所等を有する事業主であって、市税を滞納していないものとする。ただし、室蘭市内に事務所、事業所等を有しない事業主であっても、市民にとって有益であると認められる広告を掲載しようとする場合にあっては、この限りでない。

(広告の範囲)

**第4条** 広告の掲載は、室蘭市の事務、事業等に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 市有資産に掲載することができる広告は、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高いものとし、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
- (6) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (7) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

3 市有資産の性質等により個別に基準を設ける必要があると認められる場合には、当該市有資産を所管する部長等は、前項に掲げるもののほか、市有資産ごとに広告の掲載に関する基準を設けることができる。

(広告の規格等)

**第5条** 広告の規格、掲載位置、掲載期間、申込方法、選定方法等は、当該市有資産ごとに、その性質等を考慮して、当該市有資産を所管する部長等が定める。

2 広告の募集方法は、公募によることを原則とし、室蘭市ホームページに掲載するほか、報道機関への情報提供等の方法により周知するよう努めるものとする。

(契約書の締結)

**第6条** 市長は、広告を選定したときは、契約書を作成し、当該選定を受けた者（以下「広告主」という。）と契約を締結するものとする。ただし、広告の掲載について委託して行う場合においては、この限りでない。

(契約の解除)

**第7条** 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出をしないとき。
- (2) 市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) その他契約関係規則及び契約に重大な違反があったとき。

(広告掲載料)

**第8条** 広告掲載料を徴収する場合の当該広告掲載料の金額は、類似の取引事例等を考慮して、当該市有資産を所管する部長等が企画財政部長と協議して定める。

- 2 広告掲載料は、当該広告を掲載する市有資産につき室蘭市行政財産使用料条例（昭和39年条例第10号）に規定する使用料を徴収する場合においても徴収するものとする。
- 3 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により契約を解除したときは、この限りでない。

(広告主の責務)

**第9条** 広告の設置、管理及び撤去に関し、費用を要する場合には、原則広告主が負担するものとする。

- 2 広告主は、広告を掲出する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 3 広告主は、広告の仕様、内容等を変更しようとするときは、あらかじめ市長に書面により届出をし、承認を受けなければならない。
- 4 広告主は、広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任を負うものとし、広告に関連して第三者から苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、部長等が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。